

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき市選挙管理委員会事務局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和元年10月4日から令和2年2月25日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和2年2月26日

3 監査の対象

(1) 対象部局

市選挙管理委員会事務局

(2) 対象年度

令和元年度。ただし、必要に応じて平成30年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

(1) 委託料の支出に関する事務

(2) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われない	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は

	スク 支出が適正に行われ ないリスク	<p>确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
(2) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われ ないリスク	<p>ア 算定及び支出は適正に行われているか。</p> <p>イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。</p>

3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、負担金、補助及び交付金の支出に関する事務のうち相模原市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担については、須田毅監査委員及び大崎秀治監査委員は除斥とした。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 委託料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、請求書、支出命令書 等

イ 負担金、補助及び交付金

支出負担行為書、請求書、支出命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

市選挙管理委員会事務局の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査の結果

(1) 指摘事項

委託料の支出に関する事務を調査したところ、第25回参議院議員通常選

挙投票所入場整理券等作成業務委託の契約(以下「本契約」という。)において、次のような事例が見られた。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16第1項に基づき、市は、契約保証金の率又は額を規則で定め、契約相手方に納めさせなければならず、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第33条において契約保証金の率を規定するとともに、同規則第34条第3号においては「契約の相手方が、過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの」である場合に契約保証金の納付を免除できるものと規定している。

本契約において、契約保証金を免除する根拠として契約相手方から提出された2件の契約書写しを確認したところ、1件は本契約とほぼ同種類の契約であったものの金額及び予定数量において同規模とは認め難く、1件は種類及び規模の双方が同等とは認め難い契約であったにもかかわらず、契約相手方に対し契約保証金の納付を求めていなかった。

イ 1者随意契約を締結する際に市が作成する、契約の相手方を選定した理由や契約を締結する際の根拠法令等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」を確認したところ、「契約の相手方とする理由」の欄に「履行を確実なものとするためには、早急に業者を選定する必要があることから」と記載されていたにもかかわらず、「地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号」の欄では、第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)ではなく、第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)が根拠法令として選択されていた。こうしたことは、契約事務における基本的事項の確認をおろそかにした不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその重要性を再認識し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 市選挙管理委員会事務局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

令和元年7月21日に執行された第25回参議院議員通常選挙においては、政府による選挙日程の正式決定が遅れたことなどから、各自治体の選挙管理委員会は衆参同日選の有無などを見極めた上で選挙準備を進める必要に迫られることとなった。本市においては、前回の統一地方選挙では公示日翌日に有権者へ届き始めていた投票所入場整理券が、印刷開始の遅れにより期日前投票開始後5日目の7月10日に発送される事態となったため、市民から多数の問合せが寄せられるとともに、期日前投票所開設直後の投票者数は顕著に減少する結果となった。

昨今に見られる投票率の低迷は社会問題となっており、これまでに投票率向上のため投票締切時間の延長や期日前投票などの施策が導入されてきた経緯がある。このうち期日前投票については、選挙期日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務があるなどさまざまな状況を考慮し、一定の事由に該当すると見込まれる者が対象となっており、本市においても期日前投票所での投票者数は年々増加傾向にある。

投票所入場整理券は、当日投票及び期日前投票に関する必要な情報を直接有権者に対し提供する重要な書類であり、その送付時期は選挙の投票率に影響を及ぼしかねないことから、今後は適時かつ確実に有権者の手元に届くよう、次回の選挙に向け所要の対応を図られたい。